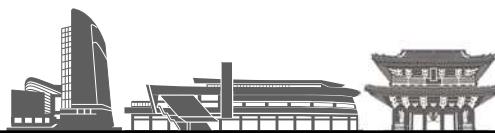


受託事業者からのお知らせ VOL.2

～特記事項を記入する上でのお願い～



川崎市より委託を受けられている調査員様へ
特記事項の記載について、留意していただきたい内容をお知らせします。

【特記事項の記載方法と留意点】

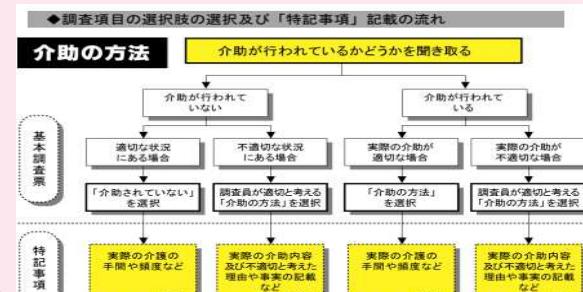
- ・基本調査と特記事項の記載内容に矛盾がないか確認し、審査判定に必要な情報が提供できるよう、簡潔明瞭に記載してください。
- ・「選択根拠」、「手間」、「頻度」の3つのポイントに留意しつつ、特記事項を記載してください。

【介助の方法の特記事項記載について】

「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂」 P.24の図を再度ご確認ください。

選択根拠となる介助の状況について記載してください。
①どのような介助が行われているか、②自分で行えることは何か、
③介助が行われている頻度、④不適切な状況がある場合、
不適切な様子とどのような適切な介助が必要か

以上を特記事項に記載することで選択根拠が分かりやすくなります。



【2-2】移動

屋内での必要な場所（食堂、トイレ、浴室等）への移動に介助が行われている場合、必要な場所への介助の状況を具体的に記載してください。

- × 「トイレや食堂等の必要な場所へは介助して移動している。」
→どのような介助が行われているのか、具体的な介助の方法と頻度の記載が無い為、選択根拠が読み取れません。
- ◎ 「トイレ（6回／日）や食堂（3回／日）等の必要な場所へは、介助者が腰を支える介助をして移動している。」



- ・選択根拠となる具体的な介助の方法と発生している頻度について記載してください。

※対象者のことだけでなく、周囲の人が行っている介護の手間を記載することで、介護認定審査会での審査判定に参考となる情報になります。

【5-5】買い物

定義に該当する行為の中で「自分で行っていることは何か」、「どのような介助が行われているのか」を記載してください。

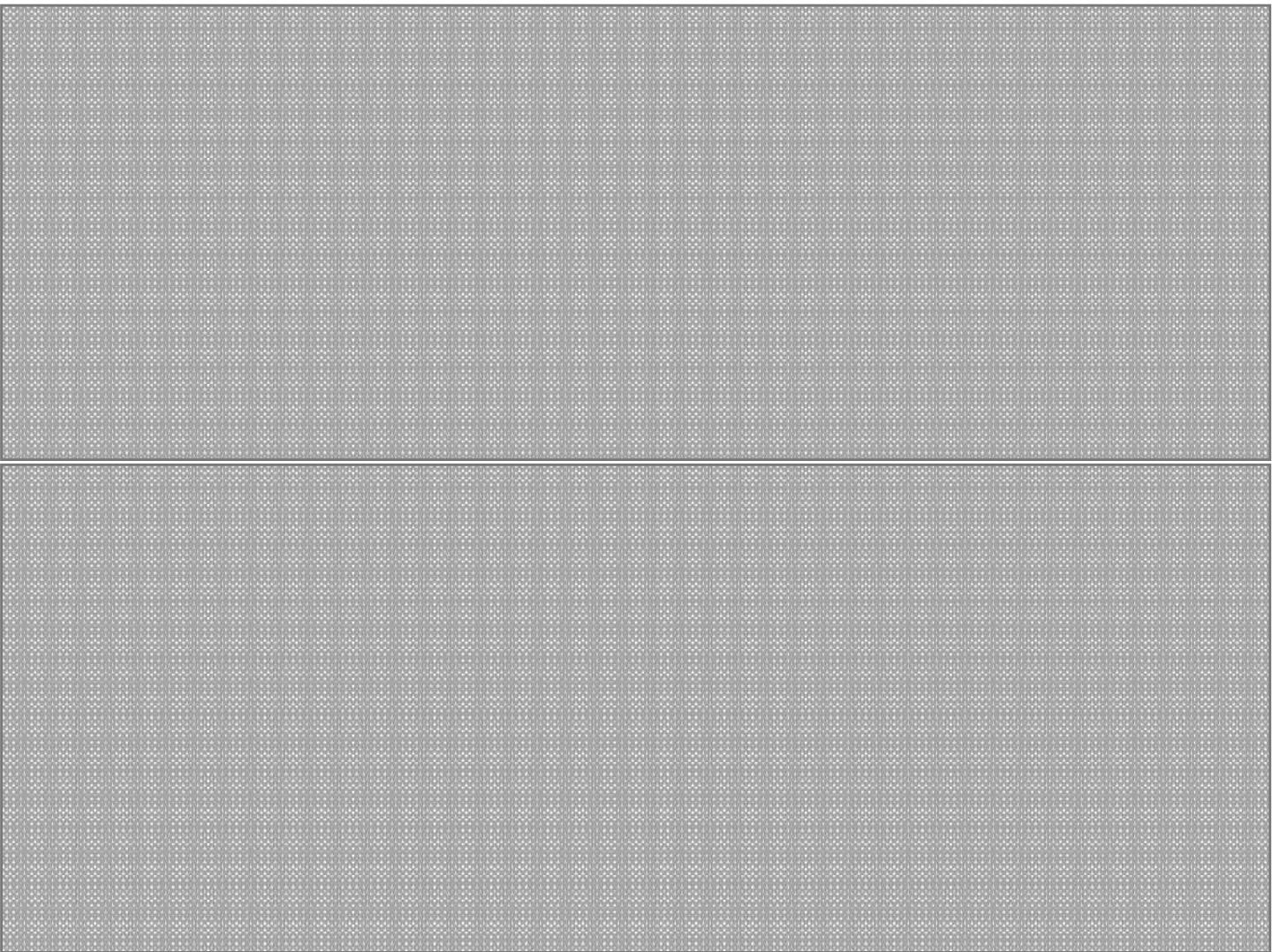
- × 「自分で買い物に行くが、重いものは娘に頼んでいるため、『一部介助』を選択。」
→頻度の記載が無い為、頻回な状況での判断ができません。
- ◎ 「自分で週3回買い物に行くが、重いものは月2回娘に頼んでいる。頻度から『介助されていない』を選択。」
- × 「入院中だが、病院の売店に買い物に行くため、『介助されていない』を選択。」
→誰が食材・消耗品等の日用品を購入しているのか判断できません。入院中や施設入所中は「全介助」になる事が多く、「全介助」以外を選択する時は、本人の能力や置かれている状態などから、理由と適切な介助の方法を記載してください。（認定調査員テキスト「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」 P175 参照）
- ◎ 「入院中だが、病院の売店に買い物に行き、おやつやティッシュを買い足す。食材の大半は病院で購入しているため、『全介助』を選択。」



- ・「買い物」とは、食材・消耗品等の日用品を選び、代金を支払うことです。
- ・状況によって発生している介助が異なる場合は頻回な状況で選択するため、選択の根拠となる「頻度」と「誰がどのような介助を行っているか」の記載が必要です。

受託事業者からのお知らせ VOL.4

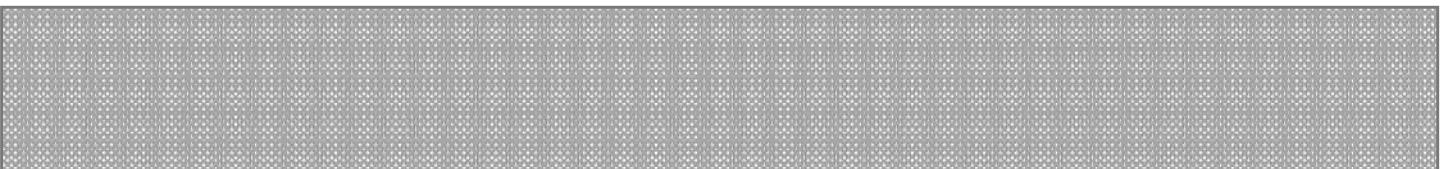
～お問い合わせの方法について～



よくあるお問い合わせピックアップ～4群 頻度の確認～

「ある」「ときどきある」を選択している場合、具体的な頻度の記載がない場合は選択根拠が確認出来ないため、お問い合わせ致します。4群の評価軸は、すべて「有無」です。定義に該当する行動が、過去1か月間に現れていればその頻度に基づいて選択しますので、行動が現れる頻度は具体的にご記載ください。
例：4-1 息子が財布を盗んだと言うことがある。（週1、2回）

4群は実際の対応や介護の手間とは関係なく選択されるため、対象者への対応や介護の手間の状況については、特記事項に頻度とともに具体的に記載してください。介護認定審査会の二次判定（介護の手間にかかる審査判定）の大切な情報となります。



川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL. 5

※タイトルを変更しました

～調査票の記載に関する留意点について～

川崎市より委託を受けられている調査員様へ調査票のご記入の際に留意していただきたい内容をお知らせ致します。

【認定調査票（概況調査）について】

グループホームや特定施設入居者生活介護など日数を記載するサービスについて、調査月の実日数を記載頂くようにお願い致します。

« 8月の1か月間、利用がある場合 »

- ・在宅利用：認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 月 31日

【特記事項について】

第1群 1-1 麻痺等の有無

Q1：手指の握力低下がある場合は「その他」を選択するのか？

- ⇒ A：手指は上肢に含まれるため、上肢の確認動作ができれば「その他」は選択しない。
(平成28年8月23日 川崎市事務連絡より)

【記載例】

『両上下肢は規定の高さで拳上・保持できた。関節リウマチにより両手指の握力低下があるが、特記のみとする。』

原則として「手指は上肢に含まれる」という考え方で、点検・お問合せをしております。確認動作の中には手指の握りは含まれていませんので、確認動作が行え、握りが弱いなどがあれば、「麻痺なし」を選択し、それらの情報は特記に記載してください。

また、「その他の麻痺」に含まれるのは「四肢の欠損」、「上肢下肢以外の麻痺（例 顔面麻痺等）」となります。

第2群 2-4 食事摂取

Q2：点滴のみで栄養補給を行っている場合は「全介助」を選択するのか？

- ⇒ A：「介助されていない」を選択する。 (平成28年11月17日 川崎市事務連絡より)

【記載例】

『入院中で点滴による栄養補給のみ行っている。食事摂取の定義に当てはまるような介助が発生していないため、「介助されていない」を選択。』

原則として「点滴」のみで栄養補給をしているとの情報が得られた場合は、『介助されていない』を選択するという考え方で、点検・お問合せをしております。

2-4 食事摂取の調査項目の定義には、「食事摂取の介助には、経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれる」と記載されています。（認定調査員テキスト P78）

なお、特別な医療の中の「6-1. 点滴の管理」については、これまで通り記載してください。

原則の考え方をお伝え致しましたが、基本調査項目の定義にうまく当てはまらない場合等、判断に迷う際には、各基本調査項目の定義等に基づき選択した上で、対象者の具体的な状況（介護の手間、平均的な手間の出現頻度、選択に迷った状況等）と判断根拠等が介護認定審査会に伝わるように、特記事項に記載頂くようにお願い致します。

川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL.6

～特記事項の記入、お問い合わせの方法について～



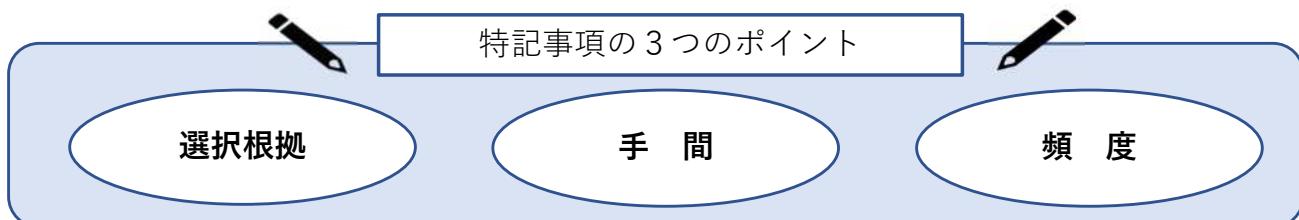
令和3年11月より川崎市様から要介護認定事務業務を受託した（株）日本ビジネスデータープロセシングセンターです。川崎市様と協同して認定調査票の適正化や効率的で効果的な業務の遂行に取り組んでまいります。

特記事項のご記入の際に、留意して頂きたい内容を以下に記載しております。内容をご確認の上、認定調査票作成にお役立てください。

特記事項の記入についての留意点

- 「介助されていない」（介助の方法の項目）、「ない」（有無の項目）、「できる」（能力の項目）以外の選択肢の場合は特に、判断された根拠が分かるように特記事項の記載を頂くようお願い致します。

介護認定審査会において、特記事項は、「基本調査（選択根拠）の確認」と介護の手間という2つの視点から活用されるが、それぞれの目的を果たすため、「選択根拠」、「手間」、「頻度」の3つのポイントに留意しつつ、特記事項を記載する。（認定調査員テキストP18より）



● 例文 1

2-5 排尿 「一部介助」
娘が一部介助を行っている。

3つのポイント
を記載すると…



2-5 排尿 「一部介助」

紙パンツを使用。週5日、自身で清拭と水洗は行うが、紙パンツとズボンの上げ下げは手の痺れによって上手く出来ず娘が行うため、「一部介助」を選択。週2日、体調の悪いときはベッド上で紙パンツの交換を行い、一連の動作はすべて娘が行う。

選択根
拠

本人は清拭と水洗、娘が紙パンツとズボンの上げ下げを行っている状況より「一部介助」

手 間

週2日、娘がベッド上で紙パンツの交換を全介助で行う。

頻 度

一部介助は「週5日」
全介助は「週2日」



●例文2

4-12 ひどい物忘れ 「ある」

火の消し忘れがある。

3つのポイントを
記載すると…



選択根拠

手 間

頻 度

具体的な状況や頻度、
介護の手間の記載が
なく、対象者の状況
が分かりづらい



4-12 ひどい物忘れ 「ある」

火を使わないように伝えているが、自分で調理できると思っており、ガスを付けっぱなしにし、鍋を焦がすことが週2回ある。火を消し忘れるため、家族が気をつけて消しているが、目を離したときに火を使うことがある。

選択根拠

火を消し忘れて、鍋を焦がすことがあり、家族が気を付けて消す対応を行っている。

手 間

家族が気をつけて火を消している。

頻 度

週2回

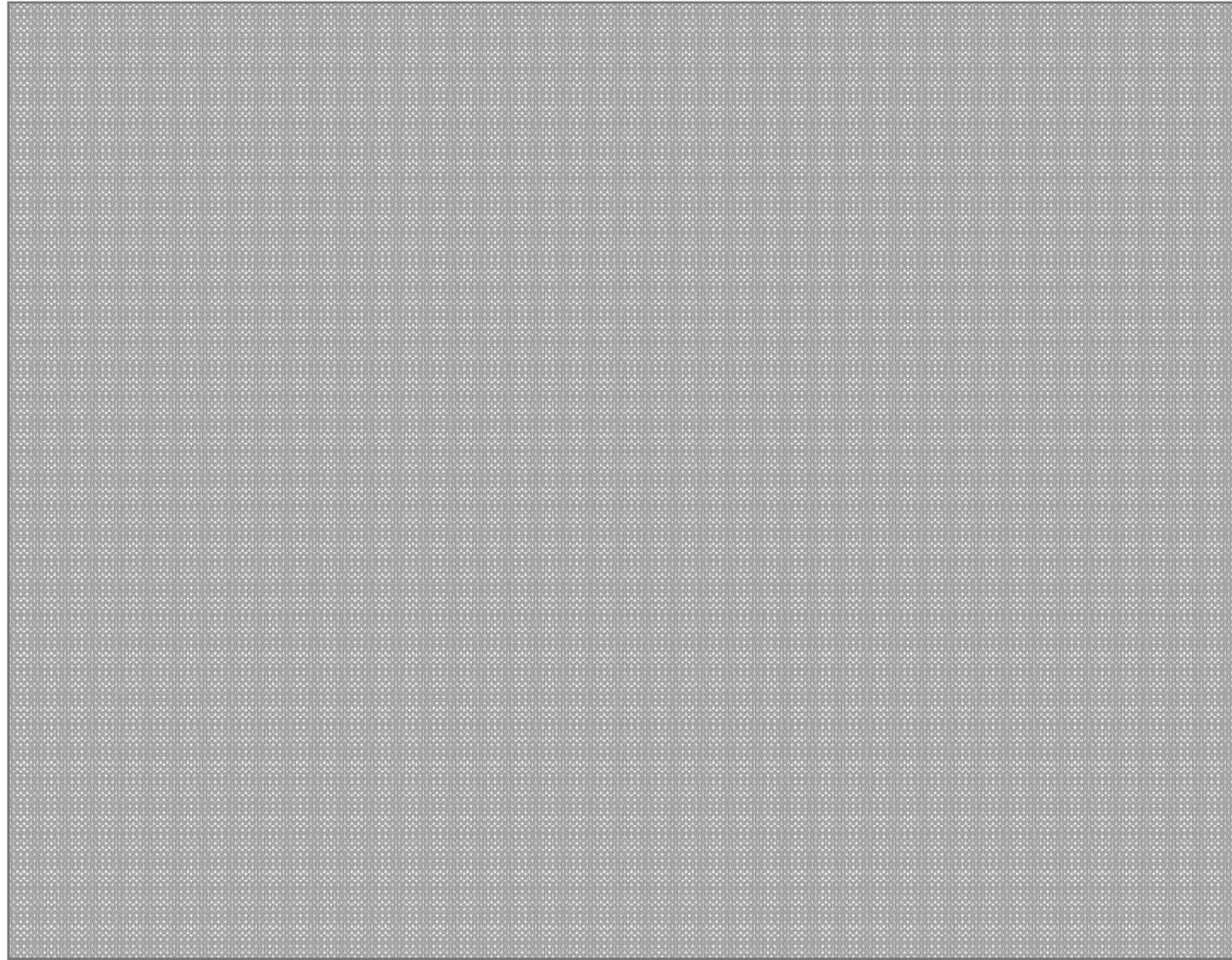
特記事項の記入についての留意点

- ・選択に迷った場合は、判断根拠等が介護認定審査会に伝わるように記載をお願い致します。
- ・日常生活自立度は、「認知機能・状態の安定性の評価」、「運動能力の低下していない認知症高齢者に対する加算」の推計等に用いられます。「自立」以外の選択肢の場合は記載をお願い致します。

川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL.7



令和3年11月より川崎市様から要介護認定事務業務を受託した（株）日本ビジネスデータープロセシングセンターです。川崎市様と協同して認定調査票の適正化や効率的で効果的な業務の遂行に取り組んでまいります。



特記事項について

認定調査票の点検時によく見られている定義や選択肢の選択基準の誤りについて、以下に記載しております。特記事項のご記入の際に、留意して頂きたい内容となっておりますので、ご確認の上、認定調査票作成にお役立てください。

● 例文 1

3-4 短期記憶「できない」

3品のうち、2品は答えることが出来たが、残りの1品は答えられなかった。

3品確認の方法が異なります。



正しい確認方法は裏へ・・・

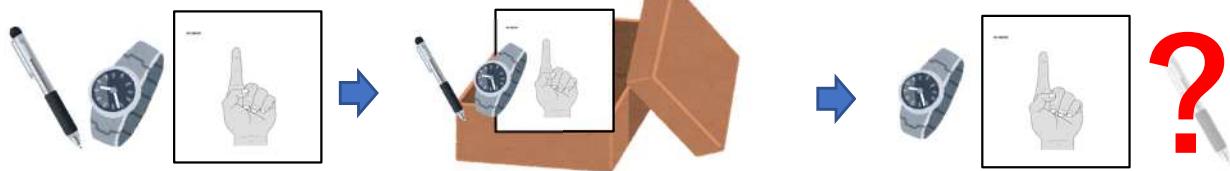


☞正しい確認方法は・・・

①3品見せ、何があるか
復唱させる

②見えないところにしまい
覚えてもらうよう指示する

③5分以上してから2つ提示し、提示
されていないものは何か答えてもらう



3-4 短期記憶の調査上の留意点

- ①面接調査直前または当日に行ったことについて具体的に答えることができれば、「1.できる」を選択する。
- ②上記の質問で確認が難しい場合は、「ペン」、「時計」、「視力確認表」を見せて、何があるか復唱をさせ、これから3つの物を見えないところにしまい、何がなくなったか問うので覚えて置くように指示する。5分以上してからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていないものについて答えられたかで選択する。
- ③調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。

●例文2

4-13 独り言・独り笑い「ときどきある」

壁に向かって一人で話しかけていることが、
時々あるので、「ときどきある」を選択。

「ときどきある」の選択基準は・・・

少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいいま
す。

CHECK!

×時々あるから「2. ときどきある」を選択、ではなく...

○週1回以上ある場合は「3. ある」

○月1回以上、週1回未満の頻度である場合は「2. ときどきある」

●例文2の内容では、具体的な頻度の記載がありません。

「ときどき」「頻繁に」のように、人によってイメージする量が一定でない言葉を用いることは平準化の観点から望ましくありません。平均的な出現頻度について週に2、3回というように数量を用いて具体的な頻度の記載をお願い致します。 (認定調査員テキストP19より)

評価軸が「有無」の項目(3-8.9、4群、5-4)の選択基準

【1. ない】

- その問題となる行動が、過去1か月間に1度も現れたことがない場合やほとんど月1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- 意識障害、寝たきり等の理由により、その問題となる行動が現れる可能性がほとんどない場合も含まれる。

【2. ときどきある】

- 少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいう。

【3. ある】

- 少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。



川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL.8

～評価軸（能力）について～



令和3年11月より川崎市様から要介護認定事務業務を受託した（株）日本ビジネスデータープロセシングセンターです。川崎市様と協同して認定調査票の適正化や効率的で効果的な業務の遂行に取り組んでまいります。

特記事項のご記入の際に、留意して頂きたい内容を以下に記載しております。内容をご確認の上、認定調査票作成にお役立てください。

評価軸（能力）について

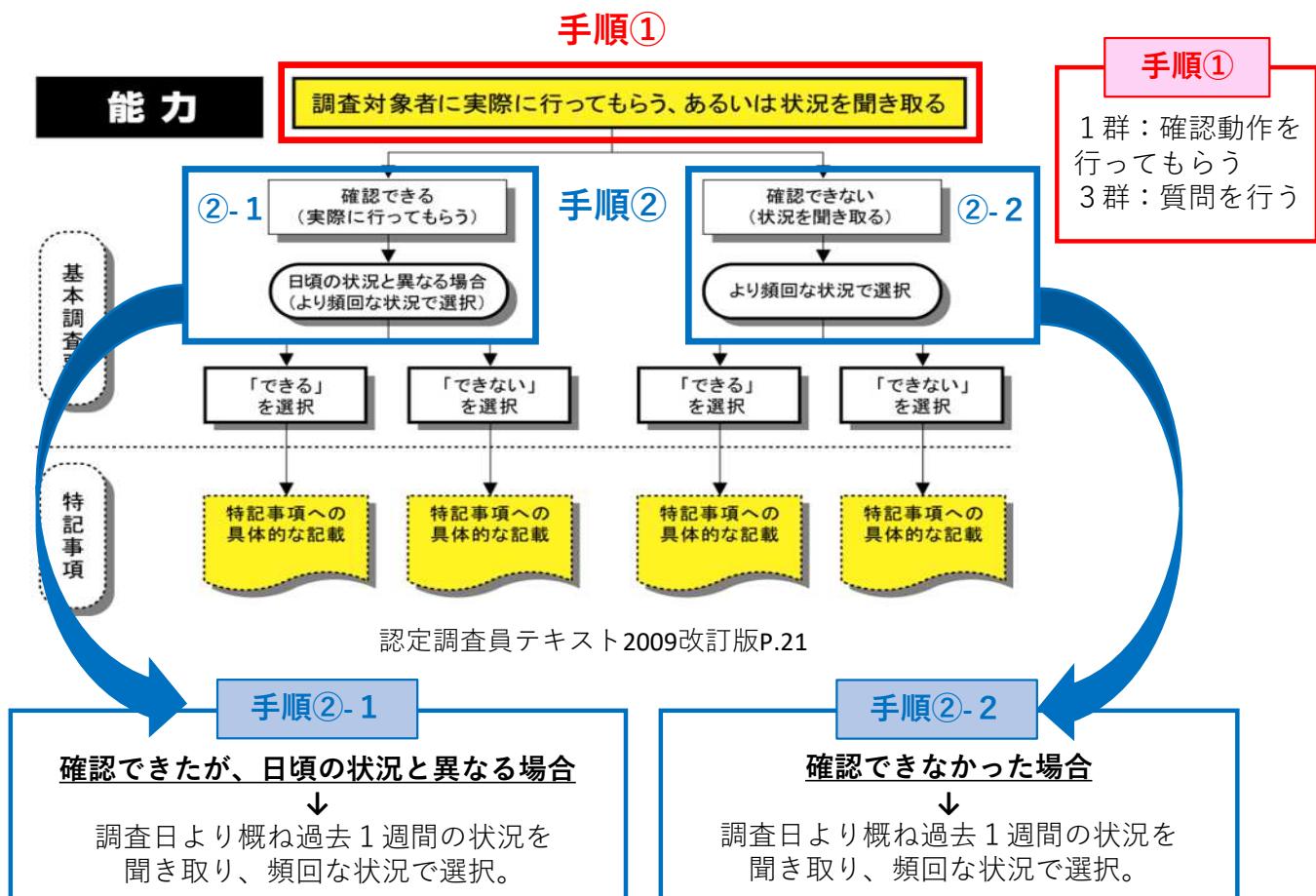
調査項目には、①能力、②介助の方法、③有無といった判定の基準が3軸あります。今回は①能力について取り上げています。

能力で評価する調査項目は大きく分けて身体機能の能力を把握する調査項目（1群に多く見られる）と認知能力を把握する（3群）に分類されます。

能力の項目における基本的な考え方

能力で評価する項目は、当該の行動等について「できる」か「できない」かを、各項目が指定する確認動作を可能な限り実際に試行して評価する項目です。実際に試行した結果と日頃の状況が異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択します。ただし、2-3えん下の項目においては、必ずしも試行する必要はありません。

◆調査項目の選択肢の選択肢及び「特記事項」記載の流れ



問合せの多かった項目について

認定調査票の点検時によく見られている定義や選択肢の選択基準の誤りについて、以下によくある事例を記載しております。

2-3 「えん下」 選択肢の選択基準

【1. できる】

- ・えん下することに問題がなく、自然に飲み込める場合をいう。

【2. 見守り等】

- ・「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいう。必ずしも見守りが行われている必要はない。

【3. できない】

- ・えん下ができない場合、または誤えん（飲み込みが上手にできず肺などに食物等が落ち込む状態）の恐れがあるため経管栄養（胃ろうを含む）や中心静脈栄養（IVH）等が行われている場合をいう。

● 例文1

2-3 えん下 「見守り等」

職員が見守っているため、「見守り等」を選択。

えん下に関する記載がありません。

評価軸が「能力」のため、実際に見守っている状況で判断せず、えん下能力について評価します。

CHECK!

×介護者が見守っているから「見守り等」を選択、ではなく…

○介護者が見守っていても、自然に飲み込める場合は「1. できる」

○飲み込みに支障があったり、食事中にむせ込むことが頻回な場合は「2. 見守り等」

2-3 えん下 「見守り等」

毎食むせ込みがあり、自然に飲み込みができない。「見守り等」を選択。

3-7 「場所の理解」 調査上の留意点

- ・所在地や施設名をたずねる質問ではない。

- ・質問に対して「施設」「自宅」などの区別がつけば「1. できる」を選択する。

● 例文2

3-7 場所の理解 「できない」

施設入所中だが、施設と回答できなかった。自宅でないことは理解している。

「施設」「自宅」などの区別がついていれば、「できる」を選択します。

CHECK!

×施設と回答できなかったから「2. できない」を選択、ではなく…

○自宅ではないことが理解できている場合は「1. できる」

○施設と自宅の区別がついている場合は「1. できる」

3-7 場所の理解 「できる」

施設入所中で「施設」と回答できなかったが、**自宅でないことは理解しており、場所の区別はついている。**